

議案第 8 3 号

久喜市保育所条例の一部を改正する条例

久喜市保育所条例(平成22年久喜市条例第121号)の一部を次のように改正する。
第2条の表久喜市立あおば保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市立あおば保育園を廃止したいので、この案を提出するものであります。